

呉市市民公益活動保険制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、呉市内に活動拠点を置く市民公益活動団体等が、市民公益活動中の不測の事故により、当該活動の参加者又は第三者の生命若しくは身体又は財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合並びに市民公益活動団体の活動者が、市民公益活動中の急激かつ偶然な外来の事故によって死亡し、又は傷害を負った場合に呉市市民公益活動保険制度（以下「本保険制度」という。）をもって補償することにより、市民公益活動団体等及び当該活動者が安心して市民公益活動に参加できるように支援し、市民協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民公益活動団体等 呉市市民公益活動団体登録要綱（平成18年4月1日実施）に基づき登録している団体及び市長が特に必要と認める団体
- (2) 市民公益活動 呉市市民協働推進条例（平成15年呉市条例第12号）第2条第2号に定める活動
- (3) 活動者 市民公益活動団体等において、市民公益活動を実践し、これに従事し、又は参加する者で、次のいずれかに該当する者
 - ア 指導者・スタッフ等
市民公益活動団体等において市民公益活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者や補助員等その運営に従事する者
 - イ 参加者
市民公益活動に自主的・自発的に参加し、奉仕性のある活動を直接的に実践する者
 - ウ その他市長が認める者
- (4) 賠償補償対象者 市民公益活動団体等及び活動者（前号アに該当するものに限る。）
- (5) 傷害補償対象者 活動者

(市民公益活動の範囲)

第3条 次に掲げる活動については、本保険制度の対象外とする。

- (1) 園児、児童又は生徒が行う園内等行事又は学校行事
- (2) 山岳・海難救助ボランティア活動、災害救助ボランティア活動等の緊急時における活動
- (3) 森林ボランティア活動で野焼き・山焼きを行うもの及びチェーンソーを使用する活動
- (4) 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動

(補償期間)

第 4 条 本保険制度による補償の対象となる期間は、毎年 4 月 1 日午前 0 時から翌年 3 月 3 1 日午後 1 2 時までとする。

(保険契約)

第 5 条 市長は、本保険制度による補償を行うために損害保険会社（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結するものとする。

(適用対象)

第 6 条 本保険制度は、次の各号のいずれかに該当する場合において適用する。

- (1) 賠償補償対象者が、市民公益活動中に当該活動の参加者又は第三者の生命若しくは身体又は財物に損害等を与え、法律上の賠償責任を負担することにより損害を被った場合
- (2) 傷害補償対象者が、市民公益活動中（市民公益活動に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路における往復中を含む。ただし、あらかじめその行動が予定されていたことが当該活動の参加者名簿等により確認できる場合に限る。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故（以下「傷害事故」という。）により死亡し、又は負傷した場合で、別表 1 に定める支給事由に該当する場合

(適用除外)

第 7 条 前条第 1 号に掲げる損害賠償に係る事故（以下「賠償事故」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、本保険制度による補償は適用されないものとする。

- (1) 賠償補償対象者の故意による事故
 - (2) 戦争、テロ、暴動、騒じょう、労働争議その他の社会的騒乱による事故
 - (3) 地震、噴火等の天災による事故
 - (4) 日本国外の裁判所において提起された損害賠償請求訴訟に係る事故
 - (5) 賠償補償対象者と世帯を同じくする親族等に対する事故
 - (6) 施設の新築、改築、修理、取り壊し等の工事による事故
 - (7) 賠償補償対象者が所有し、使用し、又は管理する自動車、船舶等による事故
 - (8) 賠償補償対象者が所有し、又は管理する動物による事故
 - (9) その他保険契約に適用される約款、特約条項等に定めのあるもの
- 2 傷害事故のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、本保険制度による補償は適用されないものとする。
- (1) 傷害補償対象者の故意による事故
 - (2) 戦争、テロ、暴動、騒じょう、労働争議その他の社会的騒乱による事故
 - (3) 地震、噴火等の天災による事故
 - (4) 傷害補償対象者の無資格運転、酒酔い運転等での自動車等による事故
 - (5) 傷害補償対象者の脳疾患、疾病（日射や熱射による熱中症は除く。）又は心

神喪失又はこれらに起因する事故

- (6) 傷害補償対象者の自殺行為，犯罪行為又は闘争行為による事故
- (7) 傷害補償対象者の妊娠，出産，早産若しくは流産又は外科的手術その他医療処置による事故
- (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」のことをいう。）又は腰痛で他覚症状のないもの
- (9) 山岳登山，ハンググライダー搭乗，超軽量動力機搭乗，外洋におけるヨット操縦等の危険な運動による事故
- (10) その他保険契約に適用される約款，特約条項等に定めのあるもの

（賠償事故に係る補償金の種類及び限度額）

第8条 賠償事故において補償されるべき補償金の種類は別表2に定めるとおりとし，その額は次に掲げる費用の合計額に相当する額とする。ただし，その額が同表に掲げる補償金限度額を超える場合における補償金の額は，当該限度額とする。

- (1) 治療費，入院費（諸経費を含む。），通院交通費，休業補償，葬儀費，慰謝料，逸失利益，修理費その他の賠償補償対象者が法律上の賠償責任を負う損害に係る費用
- (2) 損害の防止又は軽減のために賠償補償対象者が支出した費用で保険会社が承認したもの
- (3) 損害賠償責任の解決をするための訴訟，仲裁，和解，調停等に関し賠償補償対象者が支出した費用で，保険会社が承認したもの
- (4) 賠償補償対象者が保険会社の事務に協力するために支出した費用
- (5) その他保険契約で定める費用

（傷害事故に係る補償金の種類及び限度額）

第9条 傷害事故において支給されるべき補償金の種類，支給事由及び補償金の額は別表1に定めるとおりとし，同表に掲げる後遺障害補償金の額の算定に用いる率については別表3に定めるとおりとする。

- 2 別表1に掲げる補償金は，併給することができる。ただし，死亡補償金と後遺障害補償金とを併給する場合にあっては，支給される補償金の額は，死亡補償金の額とする。

（事故発生報告及び事故審査通知）

第10条 賠償補償対象者及び傷害補償対象者（以下「補償対象者」という。）は，賠償事故又は傷害事故（賠償事故及び傷害事故の同時発生を含む。）が発生し，又は発生したと思われるときは速やかに市長に連絡するとともに所定の報告書により遅滞なく市長に報告するものとする。

- 2 市長は，前項の規定による報告を受けたときは，本保険制度の適用の可否について審査し，本保険制度が適用されると認めるときは，速やかに保険会社に通知するものとする。

(市に関する特例)

第11条 本保険制度は、市が行う事業又は活動のうち市民公益活動に類するもので市民が無報酬(実費弁償を含む。)で参加するもの並びに市長からの委嘱を受けて行う市民公益活動に類するものに対しても適用する。

(補償金の請求)

第12条 賠償事故の補償金の支給を受けようとする賠償補償対象者は、損害賠償責任に係る訴訟、仲裁、和解、調停その他法律的な解決を終えた後に、市と保険契約を締結した保険会社に対し、補償金の請求に必要な書類を提出するものとする。

2 傷害事故の補償金の支給を受けようとする傷害補償対象者(死亡補償にあっては、死亡した者の法定相続人等)は、別表1に定める支給事由の充足が確定した後に、市と保険契約を締結した保険会社に対し、補償金の請求に必要な書類を提出するものとする。

(補償金の支給等に係る手続)

第13条 保険会社は、補償金を支払うときは、補償金の請求者が指定する金融機関の口座にこれを振り込むこととし、当該請求者に対して支払通知書を送付するとともに、市長に対してもその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による手続が終了したことにより、本保険制度による市からの補償金の支払が完了したものとみなす。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本保険制度の運用に関しては、保険契約に適用される約款、特約条項等を準用するとともに、その他必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表1（第6条，第9条，第12条関係）

傷害補償対象者への支給事由

| 補償金の種類（1名当たり） | 支給事由 | 補償金額 |
|---------------|---|--|
| 死亡補償金 | 傷害補償対象者が傷害事故の発生した日から起算して180日以内に死亡した場合 | 300万円 |
| 後遺障害補償金 | 傷害補償対象者において，傷害事故を直接の原因として当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内に後遺障害を生じた場合（その期間内に当該後遺障害が確定しなかった場合は181日目における医師の診断により将来当該後遺障害の生ずべきことが推定された場合） | 別表3に掲げる後遺障害の程度に応じ，それぞれ死亡補償金に同表に定める率を乗じて得た額 |
| 入院補償金 | 傷害補償対象者が，傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障を来したため入院による治療を受けた場合（当該傷害事故が発生した日から起算して180日以内の間に限る。） | 入院1日につき3,000円 |
| 通院補償金 | 傷害補償対象者が，傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障を来したため通院による治療を受けた場合（当該傷害事故が発生した日から起算して180日以内の間に限るものとし，対象となる通院日数は90日を限度とする。） | 通院1日につき2,000円 |

別表2（第8条関係）

賠償事故に係る補償金の種類及び限度額

| 補償金の種類 | 補償金限度額 |
|--------|---|
| 身体賠償 | 1名当たり限度額 5千万円 1事故当たり限度額 1億円 （生産物賠償についてのみ保険期間中限度額 1億円） |
| 財物賠償 | 1事故当たり限度額 5千万円 （生産物賠償についてのみ保険期間中限度額 5千万円） |
| 保管物賠償 | 1事故当たり限度額 100万円 （保険期間中限度額 100万円） |

別表3（第9条関係）

後遺障害補償金支払区分表

1 眼の障害

- (1) 両眼が失明したとき... 1 0 0 %
- (2) 1眼が失明したとき... 6 0 %
- (3) 1眼の強制視力が0.6以下となったとき... 5 %
- (4) 1眼の視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%になった場合をいう。)となったとき... 5 %

2 耳の障害

- (1) 両耳の聴力を全く失ったとき... 8 0 %
- (2) 1耳の聴力を全く失ったとき... 3 0 %
- (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき... 5 %

3 鼻の障害

- (1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき... 2 0 %

4 咀嚼く、言語の障害

- (1) 咀嚼く又は言語の機能を全く廃したとき... 1 0 0 %
- (2) 咀嚼く又は言語の機能に著しい障害を残すとき... 3 5 %
- (3) 咀嚼く又は言語の機能に障害を残すとき... 1 5 %
- (4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき... 5 %

5 外貌(顔面・頭部・頸部をいう。)の障害

- (1) 外貌に著しい醜状を残すとき... 1 5 %
- (2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cmの癍痕,長さ3cmの綿状痕程度をいう。)を残すとき... 3 %

6 脊柱の障害

- (1) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき... 4 0 %
- (2) 脊柱に運動障害を残すとき... 3 0 %
- (3) 脊柱に奇形を残すとき... 1 5 %

7 腕(手関節以上をいう。)及び脚(足関節以上をいう。)の障害

- (1) 1腕又は1脚を失ったとき... 6 0 %
- (2) 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき... 5 0 %
- (3) 1腕又は1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき... 3 5 %
- (4) 1腕又は1脚の機能に障害を残すとき... 5 %

8 手指の障害

- (1) 1手の拇指を指関節(指節間関節)以上で失ったとき... 2 0 %
- (2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき... 1 5 %
- (3) 拇指以外の1指を2指関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき... 8 %
- (4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき... 5 %

9 足指の障害

- (1) 1足の第1足指を趾関節(指節間関節)以上で失ったとき... 1 0 %
- (2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき... 8 %
- (3) 第1足指以外の1足指の第2趾関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき... 5 %
- (4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき... 3 %

- 1 0 その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき... 1 0 0 %

(注1) 第7号から第9号までの規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。